

尼崎市 事業継続支援給付金

尼崎市では、兵庫県経営継続支援金の給付対象外でありながら、新型コロナウイルス感染症の影響に直面している市内事業者に対し、事業継続の一助として広く活用いただける給付金（10万円）の交付をおこないます。

給付対象者

次のすべての事項にあてはまる**小規模企業者**※（みなし法人含む）・**個人事業主**

※中小企業基本法に規定する常時使用する従業員の数が20人（小売業・卸売業・サービス業は、5人）以下の事業者

市内に主たる
事業所を有する

創業は令和2年
3月31日以前

令和2年8月1日
以降も事業継続の
意思を有する

市税を滞納
していない

令和2年4月又は5月の**売上高**が前年同月と比べて**20%以上減少**

兵庫県経営継続支援金の**給付対象外**又は対象であっても**給付を受けていない**

交付金額

10万円

1事業者1回限り

※当該年度予算の範囲内で交付するものとする

受付期間

令和2年**8月1日**～令和2年**12月28日**

| | | |
|------|--|---|
| 提出書類 | ① 事業継続支援給付金交付申請書兼誓約書（下記市HPからダウンロードできます） ② 代表者本人確認書類（運転免許証＜両面＞、マイナンバーカード＜表面＞などのコピー） ③ 市内での事業実態が確認できる書類（法人…履歴事項全部証明書 個人事業主…各種許認可証や開業届など） ④ 市税に滞納がないことの証明書（市内法人及び市内在住の個人事業主は不要） ⑤ 令和2年4月又は5月の売上高が前年同月比20%以上減少していることが確認できる書類（直近年分の確定申告書の写しなど） ⑥ 振込先口座が確認できる書類（通帳のコピーなど） | |
| | 方法 | 受付期間中に、以下のAまたはBに提出 |
| 提出先 | A | B |
| | 郵送・メール・持参 （持参の場合、受付は平日9時～17時） 〒660-0881 尼崎市昭和通2-6-68 （公財）尼崎地域産業活性化機構 「事業継続支援給付金 係」 TEL: 080-2432-3772 080-2455-9846 FAX: 06-6488-9525 mail: info-air@ama-in.or.jp | 持参（受付は平日9時～17時） 尼崎市役所 本庁南館 1階 「新型コロナウイルス 総合サポートセンター」 |

■制度に関するお問い合わせ先
尼崎市 経済環境局 経済部 地域産業課
TEL:06-6430-9750（平日9時～17時）

制度の詳細や申請書のダウンロードはこちらから

尼崎市事業継続支援給付金

